

『変わりゆく社会の中で 守りたい いのちと心』

～未来に向けて、女性がもっと輝くために～



日時

平成26年**12月13日(土)**

午後1時開場

午後1時30分開演

※午後3時30分終了予定

会場

興風会館 (入場無料)

住所 野田市野田 250 番地

※当日先着 600 名

手話通訳・要約筆記・磁気誘導ループあり

オープニングセレモニー

野田市立北部小学校音楽部演奏

(吹奏楽「宝島」ほか、合唱「It's a Small World」ほか)

講師

すみた ひろこ

住田 裕子氏

昭和26年生まれ

平成2年 全省庁女性初の法務大臣秘書官に就任し、平成8年弁護士登録

さまざまな公職を歴任しながら、テレビ等でも活躍

特別展示

平成26年度子どもの人権ポスター
原画コンテスト応募作品展
場所2階ロビー

保育ご希望の方

★当日は、会場1階で無料託児サービスを行います。希望される方は12月5日(金)までに男女共同参画課へお申し込みください。

★対象 1歳から就学前まで

【主催】野田市、柏人権擁護委員協議会、千葉地方法務局柏支局

【後援】NPO法人 のだフレンドシップ青い鳥

○クリエイティブ・コミュニティ創成拠点・千葉大学 協賛(協)の拠点

【問合せ先】野田市人権施策推進課 (Tel: 04-7125-1111 (内) 2131)

野田市男女共同参画課 (Tel: 04-7125-1111 (内) 2577)

ドメスティックバイオレンス（DV）とは

夫やパートナー（※）が妻や恋人に対してふるう暴力です。

弱い立場の者を支配する人権侵害です。

繰り返し暴力を受けることで、精神的・身体的に傷を負います。

傷を負うのは本人だけではありません。

暴力を身近で見たり、聞いたりしている子どもにも大きな影響を与えます。

どんな理由であっても、暴力は加害者の責任であり、犯罪です。

※ 事実上婚姻関係にある者（内縁関係）、同居の交際相手も含まれます。
また、元配偶者など関係を解消したあとの相手も含まれます。

女性のための相談

☆女性カウンセラーによる面接相談、電話相談

☆対象 市内在住・在勤・在学の女性

☆相談日・場所

第1週～第4週までの毎週木曜日（祝日を除く）

市役所5階相談室

毎月第2土曜日（祝日を除く）

櫛のホール3階野田公民館相談室

☆連絡先

野田市配偶者暴力相談支援センター（野田市男女共同参画課）

TEL 04 - 7125 - 9119

NPO法人のだフレンドシップ青い鳥

☆DV相談、解決に向けたサポート

電話相談

毎週月曜日～金曜日 11時～15時（緊急時のみ、24時間対応）

TEL 04 - 7125 - 7106

面接相談（要予約・無料）

毎週月曜日～金曜日 11時～15時

☆緊急一時保護の委託事業

各種支援の実施

野田市は、「配偶者暴力相談支援センター」として、DV被害女性に対し、本人の意思に基づき、相談、保護から自立まで一貫した支援を行っています。

支援を受ける場合に一定の要件が決められていますので、DV被害を受けていると思う女性は、まずにご相談ください。

《自立に向けた主な支援》

☆緊急一時保護施設（シェルター）の運営

☆緊急生活支援資金の助成

自立に際し、関係機関への相談、保護命令等の申立てに必要な経費に充当するために助成します。

☆市営住宅の入居資格条件の緩和など

市営住宅の入居資格条件を緩和するなど、居住の場の確保を図っています。

☆民間賃貸住宅入居時の家賃などを助成

民間賃貸住宅へ入居しようとする場合に、賃貸借契約時に要する家賃などの費用の一部を助成します。

☆住宅困窮者の民間賃貸住宅居住を支援

家賃等の支払いができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」などの理由で市内の民間賃貸住宅への入居が困難なDV被害女性世帯に対し、民間保証会社や既存の福祉サービスを活用した入居保証などを行うとともに、家賃等保証委託契約に要する費用の一部を助成します。

（問合せ先）

・配偶者暴力相談支援センター（男女共同参画課内）

Tel(DV相談専用電話直通) 04-7125-9119

・建築指導課 市営住宅係

Tel 04-7125-1111 (内線2688)

人権週間とは

1948年(昭和23年)12月10日に国連第3回総会で採択された「世界人権宣言」を記念して、毎年12月4日から10日までの一週間を「人権週間」と定め、人権尊重意識の普及高揚を図っています。

個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言

わたしたち野田市民は、日本国憲法、地方自治法の基本理念に則り、地域の個性を生かしながら、基本的人権を尊重し、平和を尊ぶ野田らしいまちづくりに懸命に努力を続けている。

日本国憲法、地方自治法施行50周年の節目の年にあたり、わたしたちは、両法の重要性を再認識するとともに、市民憲章の精神、平和祈念碑の碑文の精神を育みつつ、豊かな自然と歴史を生かした健康な文化都市を目指すために、ここに野田市を「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市」とすることを宣言する。(平成9年5月5日制定)

人権相談

☆人権擁護委員による面接相談

☆相談日・場所

毎月7日・17日・27日(市役所)

第3木曜日(いちいのホール)

※ 相談日は、変更される場合がありますので、ご予約の際に必ずご確認ください。

☆連絡先

野田市人権施策推進課

Tel 04-7125-1111(内線2131)